

議案第1号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則について

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則を別紙のとおり  
定める。

平成21年10月21日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号  
沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 特別支援学校の学区は、別表のとおりとする。

(入学志願及び学区の指定)

第3条 特別支援学校の幼稚部又は高等部に入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）しようとする者は、その保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人））をいう。以下の住所（保護者の生活の本拠をいう。以下同じ。）の属する学区の特別支援学校の幼稚部又は高等部に入学しなければならない。

2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第14条第2項に定める学齢児童又は学齢生徒を就学させるべき特別支援学校の指定は、保護者の住所の属する学区の特別支援学校とする。

(学区の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、保護者の住所が入学の日までに所属学区外の学区に移転することが確実であると認められる者は、移転先の住所の属する学区内に所在する特別支援学校に入学することができる。

2 前項の規定により特別支援学校に入学しようとする者は、入学に係る提出書類に保護者の住所の移転を証する書類及び入学しようとする特別支援学校長が必要であると認める書類を添えて、幼稚部及び高等部においては入学しようとする特別支援学校長に、小学部及び中学部においては県教育委員会に、提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある者であつて県教育委員会の許可を得た者は、前条に定める学区以外の特別支援学校に入学することができる。

(違反者に対する取扱い)

第5条 この規則に違反して特別支援学校に入学した者については、幼稚部又は高等部においては当該特別支援学校長が入学許可の取り消しその他必要な措置を講ずることができるものとし、小学部又は中学部においては県教育委員会が入学先の特別支援学校の変更又は入学許可の取消しその他必要な措置を講ずることができるものとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

経過措置

この規則は、平成22年4月1日以降に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

別表 特別支援学校の学区（第2条関係）

学校名	区域	
沖縄盲学校	県全域	
沖縄ろう学校	県全域	
名護特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、宜野座村、金武町、伊平屋村、伊是名村、伊江村、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。）	
美咲特別支援学校	うるま市、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、中城村、恩納村（恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。）、宜野湾市（宜野湾市立普天間中学校区域に限る。）	幼稚部にあっては、宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域を加えるものとする。
大平特別支援学校	浦添市、久米島町、南大東村、北大東村、宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域に限る。）、那霸市（那霸市立神原、那霸、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。）	
島尻特別支援学校	西原町、南城市、与那原町、南風原町、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、八重瀬町（八重瀬町立東風平中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立長嶺中学校区域に限る。）、那霸市（那霸市立寄宮、古蔵、仲井真、首里、城北及び石嶺中学校区域に限る。）	幼稚部にあっては、浦添市並びに那霸市立神原、那霸、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域を加えるものとする。
西崎特別支援学校	糸満市、豊見城市（豊見城市立豊見城及び伊良波中学校区域に限る。）、八重瀬町（八重瀬町立具志頭中学校区域に限る。）、那霸市（那霸市立鏡原、小禄及び金城中学校区域に限る。）	
宮古特別支援学校	宮古島市、多良間村	
八重山特別支援学校	石垣市、竹富町、与那国町	
沖縄高等特別支援学校	県全域	
桜野特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。）	
泡瀬特別支援学校	うるま市、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、恩納村（恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。）	
鏡が丘特別支援学校	宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那霸市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市	
鏡が丘特別支援学校 浦添分校	社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団重症心身障害児施設沖縄療育園	
那霸特別支援学校	社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会肢体不自由児施設沖縄整肢療護園及び社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会重症心身障害児施設若夏愛育園	
森川特別支援学校	県全域（ただし、右の病院の入院者及び医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒）	独立行政法人国立病院機構沖縄病院
	県全域（ただし、右の病院の入院者に限る。）	沖縄県立北部病院 沖縄県立中部病院 社会医療法人敬愛会中頭病院 国立大学法人琉球大学医学部附属病院 那霸市立病院 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 日本赤十字社沖縄赤十字病院 沖縄医療生活協同組合沖縄協同病院

## 規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

### 1 件名

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則について

### 2 制定の経緯及び必要性

- (1) 現在、運用により対応してきた通学区域について、明確な対応を図る必要がある。
- (2) 教育環境の整備を図り教育効果を高めるため、学校規模を適正化し通学区域を見直す必要がある。

### 3 規則案の概要

- (1) 県立学校という広域な通学区域であるため、県民が確認しやすい中学校区単位で表記とする。

#### (2) 現在の通学区域

- ア 内部資料として、口頭で説明していた状況が多かった。
- イ 中学校区を単位としたものではなく、地名等で表示していた。
- ウ 市町村によっては、同地名等でも番地等の違いで通学区域が複数中学校にまたがる場合もあり、該当地名は拡大解釈されたケースもあった。
- エ 調整区域として、2校の通学区域にまたがっていた区域があった。
- オ 調整区域として、通学区域外でも慣例で認めざるを得ない状況があった。

#### (3) 新たな通学区域（案）

- ア 規則として通学区域を明示する。

- イ 同区域が2校にまたがらないよう整備する。

- ウ 原則、調整区域は撤廃する。

- エ 特例事項は、正当な理由がある場合にのみ精査して決定する方式とする。

※特例事項として、転居予定、路線バスの利便性、保護者送迎の利便性等がある。

#### (4) 実施方法等（案）

- ア 次年度の対象者は基本的に新入生・転入生を原則とし、特別な事情があるものについては、弾力的な対応を図る。

- イ 現在校生等については、経過措置を設けて、希望があれば弾力的な対応を図る。

### 4 根拠法令

- (1) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第14条第2項

### 5 関係各課との調整状況

- (1) 総務課（編成整備担当課）と調整を進めている。

### 6 添付資料

- (1) 従来の通学区域との比較表

従来の通学区域との比較表  
特別支援学校の学区<案>

学校名	区域
沖縄盲学校	県全域
沖縄ろう学校	県全域
名護特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、本部町、金武町、宜野座村、伊江村、恩納村（恩納村立安富校、豊瀬武原及び恩納中学校に限る。）  うるま市、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北中城村、恩納村、恩納村立仲泊及び山田中学校区域、宜野湾市立普天間中学校区域に限る。）

県立特別支援学校通学区域(学区)<現>

学校名	区域
沖縄盲学校	県全域
沖縄ろう学校	県全域
名護特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、本部町、金武町、宜野座村、伊江村、恩納村（仲泊、前兼久、富着以外）
美咲特別支援学校	うるま市、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、恩納村（恩納村立仲泊及び山田中学校区域を加えるものとする。）
大平特別支援学校	浦添市、久米島町、南大東村、北大東村、宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜区城に限る。）、那覇市（那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。）

	南城市、与那原町、南風原町	八重瀬町の一部(旧東風平町の小城、当銭、富盛以外)、西原町(森川、上原以外)、那覇市の一 部(国場、上間、仲井真及び古波蔵)
島尻特別支援学校		
	糸満市、豊見城市	八重瀬町の一部(旧東風平町の小城、当銭、富盛)、那覇市の一 部(旧小城、山下、古波蔵)
	西崎特別支援学校	
	宮古地区全域	
宮古特別支援学校	宮古特別支援学校	
八重山特別支援学校	八重山地区全域	
沖縄高等特別支援学校	原全城	
	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、宜野座村、恩納村、伊是名村	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、宜野座村、恩納村、伊是名村
沖縄高等特別支援学校	県全城	
	國頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、宜野座村、恩納村、伊是名村	國頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、宜野座村、恩納村、伊是名村
桜野特別支援学校	恩納村	
	うるま市、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、恩納村(恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限 る。)	うるま市、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、恩納村(恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限 る。)
泡瀬特別支援学校	泡瀬特別支援学校	

西原町、南城市、与那原町、座間味村、立神原、栗園村、渡名壹村、嘉敷村、渡名壹村(八重瀬町立東風平中学校区域に限る。)、豊見城市(豊見城市立長崎中学校区域に限る。)、那覇市(那覇市立壹宮、古瀬、仲井真、首里、城北及び石嶺中学校区域に限る。)	幼稚部にあつては、蒲添市立神原、上山、松島、真和志、石田、松城及び安國中学校区域を加えるものとする。
西崎特別支援学校	糸満市立豊見城(豊見城学校区域に限る。)、八重瀬町立具志頭中学校(八重瀬町に限る。)、那覇市立鏡原、小堀及び金城中学校区域に限る。)
宮古特別支援学校	宮古島市、多良間村
八重山特別支援学校	石垣市、竹富町、与那国町
沖縄高等特別支援学校	県全城
	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、宜野座村、恩納村、伊是名村
沖縄高等特別支援学校	恩納村立安富祖、喜瀬中学校区域
	うるま市、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、恩納村(恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限 る。)
泡瀬特別支援学校	泡瀬特別支援学校

鏡が丘特別支援学校	宜野湾市、西原町、浦添市、那霸市 離島等遠隔地の者で寄宿舎等から通字する者を加える。	
鏡が丘特別支援学校 浦添分校	施設入所者（沖縄療育園）	通学生：南部地区等の新入学居童 ※H14年度～H18年度受入
那霸特別支援学校	施設入所者（沖縄整肢康复園）	通学生：浦添市、宜野湾市、西原町、北中城村、中城村、那霸市
	1 本校 ・病院入院者（沖縄病院）	①北部②中部③中頭④琉球大附属⑤那霸市立⑥那覇⑦日赤⑧協同
	2 病院内訪問学級 ・病院入院者（8病院）	
		森川特別支援学校